

3号認定（0～2歳児） 保育料利用者負担額

階層区分	階層区分		月額	
	年収（参考）	市町村民税額控除前所得割額	保育標準時間 (11時間保育)	保育短時間 (8時間保育)
A		生活保護法による被保護世帯又は教育・保育給付認定保護者が里親である場合	0円	0円
B	～260万円	非課税世帯	0円	0円
C	～330万円	所得割非課税世帯 (均等割のみ課税世帯)	17,000円	16,800円
D1	～470万円	48,600円未満	19,000円	18,700円
D2		48,600円以上	23,000円	22,700円
D3		59,000円未満	26,000円	25,600円
D4		59,000円以上	30,000円	29,500円
D5		79,000円未満	37,000円	36,400円
D6	～640万円	79,000円以上	40,000円	39,400円
D7		115,000円未満	42,000円	41,300円
D8		115,000円以上	44,000円	43,300円
D9	～930万円	133,000円未満	42,000円	41,300円
D10		133,000円以上	44,000円	43,300円
D11	～1,130万円	148,000円未満	44,000円	43,300円
D12	1,130万円～	148,000円以上	52,000円	51,200円
D10		169,000円未満	55,000円	54,100円
D11		169,000円以上	57,000円	56,100円
D12		235,000円未満	73,000円	71,800円

※4月1日時点の年齢で決定します。年度途中で誕生日を迎えても変更はありません。

※生計の中心である保護者（父母）の合計収入が103万円以下の場合、同居する祖父母が算定対象に含まれる場合があります（別世帯で生計が同一の場合を含む。）。

※同一世帯から2人以上が認可保育施設等に入所し、2人目が市内の認可保育施設等を利用する場合は、上記保育料が半額（3人目以降無料）となります。